

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市山本町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大辻新池地区）を行うことについて令和2年2月5日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において令和2年2月25日から同年3月16日まで縦覧に供する。

令和2年2月14日

香川県知事 浜 田 恵 造